

[令和6年度]

寒川町放課後児童クラブ

# 利用の手引き



NPO法人

寒川学童保育会

〒253-0105

神奈川県高座郡寒川町岡田 1丁目22番地19

TEL : 0467-55-9992 FAX : 0467-55-5888

E-mail : s-gakudo@bz04.plala.or.jp

( 寒 川 町 )

## 〈利用の手引〉

<b>1. <u>寒川町における学童保育(児童クラブ)の沿革</u></b>	…P. 2
<b>2. <u>NPO法人寒川学童保育会(以下、「学童保育会」という)について</u></b>	…P. 2
<b>3. <u>児童クラブについて</u></b>	
(1)児童クラブとは	…P. 4
(2)名称、定員、保育実施場所、事務所について	…P. 4
(3)開所日・閉所日について	…P. 4
(4)開所時間について	…P. 4
(5)費用負担について	…P. 5
<b>4. <u>入所及び退所等について</u></b>	
(1)入所について	…P. 5
(2)入所申請要件	…P. 5
(3)入所申込	…P. 6
(4)変更の届け出について	…P. 7
(5)退所について	…P. 7
(6)臨床心理士等のサポートについて	…P. 7
<b>5. <u>保育内容について</u></b>	
(1)一日の流れ・一年間の主な行事について	…P. 8
<b>6. <u>児童クラブでの生活について</u></b>	
(1)おやつについて	…P. 9
(2)お弁当について	…P. 9
(3)ケガ・発熱・薬について	…P. 9
(4)欠席の連絡	…P. 9
(5)出席停止について	…P. 9
(6)学級閉鎖等の対応について	…P. 9
(7)保険について	…P. 9
(8)持ち物	…P. 10
(9)登所、帰宅、土曜保育の申請について	…P. 10
<b>7. <u>緊急時等における児童クラブの対応について</u></b>	
(1)緊急時・気象警報の内容とその該当地域	…P. 11
(2)連絡方法	…P. 11
(3)児童の引取り	…P. 11
(4)児童クラブの対応	…P. 11

巻末資料:学校において予防すべき感染症一覧表  
寒川町児童クラブ入所判定基準

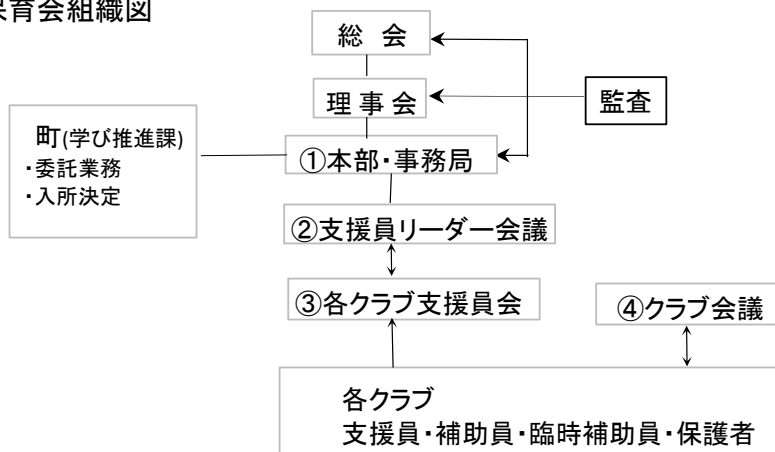
## 1. 寒川町における学童保育(児童クラブ)の沿革

年度	月日	項目	町の対応
昭和61年	4.1	寒川小学校区あおぞらクラブ発足(町公民館)	補助金対応
平成 5年	4.1	一之宮・南小学校区星の子クラブ発足(借家)	補助 2クラブ
平成 6年	4.1	旭小学校区わかばクラブ発足(借家)	補助 3クラブ
平成 8年	4.1	小谷小学校区げんきっ子クラブ発足(借家)	補助 4クラブ
平成 9年	6.11	児童福祉法改正	
平成11年	4.1	放課後児童健全育成事業基本方針確定	委託 4クラブ
	3.31	教職員住宅改修、一之宮・南小学校区分離	
平成12年	4.1	一之宮小学校区わんぱくクラブ発足	委託 5クラブ
	9.1	小谷小学校区げんきっ子クラブ小学校内へ新設移転	
平成17年	4.4	旭小学校区わかばクラブ移転(借家)	
	9.14	一之宮小学校区わんぱくクラブ小学校内へ移転	
平成22年	4.1	寒川小学校区あおぞらクラブ小学校内へ移転	
	6.7	南小学校区星の子クラブ小学校内へ移転	
	7.1	延長保育開始	
平成25年	1.7	旭小学校区わかばクラブ小学校内へ新設移転	
平成26年	12.17	寒川学童保育会発足	
平成27年	4.1	寒川学童保育会クラブ運営開始	一括委託
平成28年	2.29	南小学校区星の子クラブ小学校敷地内へ新設移転	
	4.1	おひさまクラブ発足(星の子クラブと同一建物内)	委託 6クラブ
	5.1	旭小学校わかばクラブ 2組へ	委託 7クラブ
	8.1	NPO法人寒川学童保育会正式発足	
令和 3年	4.1	旭小学校区たんぼぼクラブ小学校敷地内へ新設	委託 8クラブ
令和 4年	4.1	小谷小学校区げんきっ子クラブ 2組へ	委託 9クラブ
令和 6年	4.1	寒川小学区あおぞらクラブ 2組へ	委託10クラブ

## 2. NPO法人寒川学童保育会(以下学童保育会)について

学童保育会は「寒川町を中心とした地域の住民に対して、児童クラブの運営を行い小学校児童の心身共に健やかな発達を育成支援するとともに豊かな地域社会の確立に寄与する」ことを目的に町からの委託を受け平成28年8月に設立しました。

学童保育会組織図



### ①本部・事務局

- 児童クラブ支援員等の雇用(求人募集・採用・賃金支払い・その他雇用事務全般)
- 各クラブ会計事務(委託金ならびに保育料受領・帳簿管理・支払業務全般)
- 児童クラブ入所事務(入所決定は寒川町)
- 児童クラブ事業の委託元である寒川町との協議
- 支援員リーダー会議の招集に関する事項
- 児童クラブの運営に関する事項

## ②支援員リーダー会議

- 学童保育会運営方針の周知に関すること
- 各クラブ間の共通課題の整理・調整・解決策の検討
- 各クラブ間の事業計画の調整
- 研修等による支援員の資質向上に関すること
- その他より良い児童クラブ運営に関すること

## ③各クラブ支援員会

- 保育計画の作成及び実行
- 保育内容の検討
- 児童の健全な育成支援
- 保護者との連携
- その他クラブの運営に関すること

## ④クラブ会議

- 各クラブの保護者と各クラブの支援員等との意見交換の場
  - ・保護者からは、気になることや疑問点などについて考えを示す場
  - ・支援員からは、児童の日ごろの様子やクラブでの活動等を知らせる場
  - ・保護者と支援員等とよく話し合い、より良い保育につなげていく場



### 3. 児童クラブについて

#### (1)児童クラブとは

児童クラブは、保護者の就労や、病気などの理由で、家庭において保育を受けられない子ども達が放課後や学校の休校日を、安心して過ごすために設けられた施設です。

子ども達が学校から「ただいま！」と帰ってくる、第2の家庭ともいえる生活の場です。そこでは支援員が「おかえり！」と子ども達を迎え生活のサポートをしています。宿題をしたり、おやつを食べたりと、放課後のひとときを安心して過ごせる場所であると同時に、子ども達が年齢の枠を超えた仲間同士の遊びを通じて、社会性を身につけていくという場でもあります。つまり家庭、地域と同様に子ども達の生きてゆく力を育てている場所、それが児童クラブです。

#### (2)名称、定員、保育実施場所・事務所について

寒川には5つの小学校区に、7クラブ(7施設)があります。

児童クラブ名称及び定員・実施場所は、以下の通りです。

小学校区	児童クラブ	定員(人)	保育実施場所	電話・FAX
寒川小学校	あおぞらクラブ	78	寒川町宮山934番地	0467-74-6575
一之宮小学校	わんぱくクラブ	37	寒川町一之宮7丁目3番1号	0467-75-1671
旭小学校	わかばクラブ	50	寒川町倉見1675番地の3	0467-73-4802
	たんぼぼクラブ	40		0467-67-3080
小谷小学校	げんきっ子クラブ	50	寒川町小谷4丁目5番1号	0467-73-5851
南小学校	星の子クラブ	34	寒川町一之宮9丁目9番1号	0467-53-8079
	おひさまクラブ	43		0467-40-5309

事務所（NPO法人寒川学童保育会） 開所時間：月～金 10:00～18:00

〒253-0105 神奈川県高座郡寒川町岡田1丁目22番地19

TEL:0467-55-9992 FAX:0467-55-5888

E-mail : s-gakudo@bz04.plala.or.jp

#### (3)開所日・閉所日について

開所日は、月曜日から土曜日までを原則とし、次の閉所日以外の日とします。

##### ○閉所日

- (1) 日曜日、祝日(振り替え休日を含む)
- (2) 夏期休暇(8月の日曜日を含まない4日間)
- (3) 年末年始 12月29日～1月3日
- (4) 学童保育会が臨時に閉所と認めた日

※運動会等小学校行事の代休による学校休校日は開所します。

#### (4)開所時間について

月曜日～金曜日 学校下校時～18:00

(18:00過ぎ～18:30までは、延長保育となりますので下記延長保育料がかかります)

土曜日 9:00～17:00

(申請制)

小学校休校時の月曜日～金曜日 9:00～18:00

(8:00～9:00は延長保育となりますが、延長保育料はかかりません)

(18:00過ぎ～18:30までは延長保育となり、下記延長保育料がかかります)

##### ○延長保育料

・15分ごとに150円

・月額上限3,000円とし、翌月20日までにお支払いいただきます。

・18:30(土曜日は17:00)を超えての保育は、原則としてお受けできません。やむを得ずお預かりした場合は、5分ごとに150円の料金がかかります。(上記の上限は適用しません)

## (5)費用負担について

### ①保育料

- ・児童一人につき月額：11,000円 ※土曜保育も含む
- ・月の途中に入所する場合は、1か月を25日とした日割り計算となります。
- ・保育料はクラブへの出席日数に関わらず、在籍している場合はご負担いただきます。

### ②入会金(4月入所の新1年生のみ)

- ・児童一人につき10,000円  
(退所時の返金はありません)

### ③納入方法

- ・新入児童の場合は、入会金を指定期日までに指定口座に振り込んでください。(手数料は保護者負担となります)
- ・毎月の保育料は、指定口座から当月分が毎月10日に引き落とされます。振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日になります。(手数料は保護者負担となります)
- ・上記指定口座(定時自動送金)の手続きは、保護者が金融機関等で行ってください。兄弟・姉妹が入所している場合は、まとめて口座振替ができます。また、2か月以上の保育料を前納することもできます。その場合、手数料が少し安くなります。
- ・延長保育料は、現金で翌月20日までに納入してください。納入額は、10日頃までに保護者へ通知します。

### ④保育料の滞納

- ・保育料の引き落としは、毎月10日1度だけです。残額不足等で振替が不能な場合には、振込等により速やかに納入してください。その際の振込手数料その他の実費は、保護者に負担いただきます。督促をした後においても、納入がない場合は、法的手段をとる場合があります。また、入所を取り消す場合があります。

### ⑤保育料の減免

- ・申請により、生活保護世帯(全額免除)、町民税非課税世帯(1/2免除)となります。詳しくは学童保育会にお問い合わせください。

## 4. 入所及び退所等について

### (1)入所について

#### ○対象児童

原則として児童クラブに入所できる児童は、次の各号いずれにも該当する場合です。

- (1)小学校に就学している町内在住の児童
- (2)下校後帰宅しても、保護者が就労又は疾病等により不在である児童

※寒川町放課後児童健全育成事業実施要綱(第5条)

### (2)入所申請要件

- ①寒川町内に住所を有し、小学校に在学している児童で、保護者及び同居の親族その他の者(保護者等)が、次のいずれかに該当することにより家庭において保育ができないと判断される場合です。

#### ア. 就労…保護者等が就労している

1週間の就労日が3日以上で1日の就労時間が3時間以上であり、月の就労時間が60時間以上であること

#### イ. 産休・育休の場合は、実態に即して判断をする

育休の場合は、入所日から原則2か月以内の復職が入所要件となる

#### ウ. 疾病・障がい…保護者が病気もしくは負傷している。又は、身体、精神に障がいを有している

エ. 介護など…児童の同居の家族に、長期にわたる病人や身体、精神に障がいを有している人がいるため、保護者等が常時介護等にあたっている

オ. 災害復旧…火災・風水害・地震等による家屋の消失、損壊等により、その復旧に保護者があたっている

カ. 求職活動…就職活動中(起業準備を含む)入所期間は3か月間

キ. 就学…職業訓練校等における職業訓練等

○同居の親族及びその他の者の取り扱いについては次のとおりとします。

- ・65歳以上の場合には保育が不可能と判断します。
- ・65歳未満でも保育が不可能な場合は、証明書(就労証明書、診断書等)を提出してください。状況により判断いたします。
- ・同居所であっても、2世帯住宅(玄関、台所、風呂等が別で生計も別であること)の場合は、別居として取り扱います。

※保育上特別な配慮を要する児童の入所については、事前に個別に対応し、保護者と相談をした上での入所となります。

### (3)入所申込

#### ①入所の区分

○年度当初入所:4月1日とし、翌年3月31日までの1年間とします。

1次募集:12月8日(金)までに「児童クラブ入所申込書(兼児童台帳)」等必要書類を提出してください。

2次募集:定員に達していない児童クラブの場合、3月1日までに「児童クラブ入所申込書(兼児童台帳)」等必要書類を提出することで、4月1日から入所できる場合があります。

○随時入所:前月15日までに「児童クラブ入所申込書」を提出してください。

#### ②提出先:NPO法人寒川学童保育会(4頁参照)

#### ③入所申込必要書類(ア、及びイの内いずれか)

ア. 入所書類	内容	備考
児童クラブ入所申込書 (兼児童台帳)	児童クラブの利用希望内容等や、児童の世帯状況等の確認に使用します。	【全要件共通の書類です】

イ. 入所要件	必要書類及び内容	備考
会社員・公務員・派遣社員・パート・アルバイト	就労証明書 育児休業取得証明書(復職したときは復職証明書)	就労証明書は同居者が働いている場合、保護者以外でも必要です。
自営及び内職等	就労申立書	添付書類については就労申立書をご確認ください。
疾病・障がい	以下のいずれか、もしくは複数 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 各種手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	手帳や受給者証を所持している場合は、写しを必ず提出してください。
看護	以下のいずれか、もしくは複数 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 各種手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証又は通所受給者証	手帳や受給者証を所持している場合は、写しを必ず提出してください。
介護など	介護保険認定書	
災害復旧	罹災証明書(消防署発行)	罹災状況の確認に使用します。
求職活動	ハローワーク登録証の写し	就職活動中(入所期間は3ヶ月)
就学	就学証明書	
上記に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める場合		

※就労申立書・育児休業取得証明書・復職証明書・就学証明書は学童保育会にありますのでご連絡ください。

また、必要書類は学童保育会ホームページからダウンロードすることができます。

※離婚調停中の場合は、それを証明する書類が必要となります。

※ひとり親世帯の場合は、住民票(世帯全員、記載事項の省略がないもの)が必要となります。

※兄弟・姉妹が保育園に入所予定の場合、必要に応じて「入所承諾書」の写しを提出していただきます。

※上記提出書類及び写しは、3か月以内に発行されたものを提出してください。

※上記提出書類について、発行元等へ問い合わせをさせていただく場合があります。

#### ④入所児童クラブ

入所する児童クラブは、原則として児童が居住する小学校区に設置された児童クラブになります。

- ・入所を希望する児童クラブが定員に達したときは、近隣の他の児童クラブの入所を案内する場合があります。
- ・一つの小学校区に複数の児童クラブが設置されている場合は、居住地等により児童を振り分けています。

小学校区	児童クラブ	定員(人)	居住地
旭小学校	わかばクラブ	50	宮山と倉見の一部
	たんぽぽクラブ	40	倉見の一部

小学校区	児童クラブ	定員(人)	居住地
南小学校	星の子クラブ	34	田端・一之宮
	おひさまクラブ	43	中瀬・大曲

#### ⑤入所の審査・選考

- ・入所審査及び選考は入所判定基準(別紙参照)により町が行います。
- ・入所の承認(入所決定)の場合にはその旨、承認をしない(入所保留)場合にはその旨及び理由を申込者に通知します。

#### ⑥入所の承認制限

児童クラブに入所を希望しようとする児童が次のいずれかに該当する場合は、入所を承認しないことがあります。

- ・集団における指導が困難と認められる場合
- ・その他町長が入所を認められないと判断した場合

#### ⑦申込書類の取り扱い

入所保留の場合の申込書類等は、当該年度末まで有効とします。なお、記載内容に変更が生じた場合はその旨を申し出てください。

#### ⑧入所承認の取り消しについて

入所児童又は保護者が次のいずれかに該当した時は、入所の承認が取り消されます。

- ・入所要件がなくなった場合
- ・虚偽の申請その他不正な行為により、入所を承認されたことがわかった場合
- ・児童クラブで安全・安心な集団生活を続けることができない場合
- ・その他、町長が、承認の取り消しが適当と認めた場合

#### (4)変更の届け出について

入所後に、住所、家族構成、保護者の就労状況、入所申込書等の記載事項に変更が発生した場合は速やかに、学童保育会まで「変更届」および必要な書類を提出してください。

#### (5)退所について

入所児童の入所要件がなくなる等、やむを得ず年度途中で退所する場合は、「退所届」を学童保育会に提出してください。「退所届」は、月の10日までに提出した場合、当月末日の退所となります。

退所については、学童保育会又は寒川町(学び推進課)にご相談ください。

#### (6)臨床心理士等のサポートについて

児童クラブでは配慮を必要とする児童等について、臨床心理士や関係機関等に相談し、児童の育成支援をさせていただく場合があります。



## 5. 保育内容について

### (1) 一日の流れ・一年間の主な行事について

児童クラブでは、基本的に次のような一日を過ごします。

<「ただいま」から「さようなら」まで>

通常授業日	時間	小学校休校日(一日保育:土曜保育)
	8:00	<b>延長保育受入れ開始</b> ※延長保育時間帯 (8時00分 ~ 9時00分) ・土曜保育に延長保育はありません(9:00開所)
	9:00~	<b>通常保育開始</b> ○朝の会(出席確認、帰宅時間の確認等) ○学習時間 ・ドリル、宿題、読書等
	10:30~	○自由活動 ・外遊び等 ・支援員のもとで一つの取り組みをすることもある
・クラブは、児童の下校時刻に合わせて開所します	12:00~	○昼食 ・昼食後は昼休みとし、静かに読書、お絵かき等をする
<b>通常保育開始</b> ○宿題、自主勉強等 ○自由活動	13:30	
	14:00~	○自由活動 ・外遊び等 ・支援員のもとで一つの取り組みをすることもある
○おやつ ・おやつの前後の時間を利用して、紙芝居、絵本、ゲーム等をする	15:30~	○おやつ ・おやつの前後の時間を利用して紙芝居、絵本、ゲーム等をする
○自由活動	16:00~	○自由活動
○帰宅準備	17:00~	○帰宅準備
<b>通常保育終了※延長保育開始</b> (18時過ぎは延長保育となります)	18:00	<b>通常保育終了※延長保育開始</b> (18時過ぎは延長保育となります)
<b>延長保育終了</b>	18:30	<b>延長保育終了</b>

<一年間の主な行事>

子どもたちが豊かな人間性を育みながら、楽しく生き生きとした安全な生活を送れるよう、主に以下のような行事を計画しています。

- ・入所式
- ・遠足
- ・お誕生日会
- ・7クラブ合同イベント
- ・クリスマス会
- ・お別れ会
- ・避難訓練



## 6. 児童クラブでの生活について

### (1)おやつについて

児童クラブでは、児童の補食となるよう栄養面に配慮したおやつを提供しています。また、児童がおやつの時間を通して基本的な生活習慣の習得や配膳準備、後片付け等を行うことで、自立できるよう支援していきます。

※児童の補食としておやつを用意していますので、おやつの持ち帰りはしません。

※児童にアレルギー等のある時は、必ず事前に支援員へ申し出てください。

### (2)お弁当について

給食のない日や土曜、長期休校期間は、お弁当を持たせてください。お弁当はクラブでお湯を入れる、包丁を使う、レトルト品を温めるなど調理が必要な物は持たせないでください。市販のお弁当にする場合は登所前に購入して持たせてください。また、子どもが食べきれぬ程度の量にしてください。季節によっては、傷みにくいものにするなどの配慮をお願いします。

長期休校期間等は、クラブでランチ(昼食)を用意することもあります。

歯磨きの時間は設けていません。歯磨きの習慣を付けたい等の理由で、必要がある場合は支援員に申し出て歯磨きセットを持たせてください。

### (3)ケガ・発熱・薬について

クラブでケガ・発熱など発生した場合は、応急処置を行います。緊急の場合は救急車を要請します。

また、ケガや発熱などで、保護者に連絡をしてお迎えをお願いする場合があります。

投薬の必要がある場合は、予め保護者から連絡を頂いていれば、その時間に声かけするなどの対応をします。

### (4)欠席の連絡

児童クラブを欠席する場合は、保護者から欠席する旨を支援員に連絡してください。欠席連絡がない場合は、児童調査票で連絡いただいている緊急連絡先に連絡をします。

### (5)出席停止について

児童クラブは、子どもたちが集団で過ごす場です。感染症の流行を予防するために、小学校と同じ『学校保健安全法施行規則』に沿って対応しています。

児童が医療機関等で『学校保健安全法の感染症』と診断された場合は、出席停止の扱いになりますので、支援員に申し出てください(巻末「学校において予防すべき感染症一覧表」参照)。

### (6)学級閉鎖等の対応について

児童クラブに在籍している児童の学級・学年又は学校が閉鎖になった時の対応は、以下の通りです。

- ・学年閉鎖・学級閉鎖の場合、児童クラブは開所しますが、対象学年(学級)の児童は、自宅待機となります。
- ・学校閉鎖の場合、児童クラブは閉所します。

### (7)保険について

児童クラブでの保育中における児童の事故やケガに対する補償は、傷害保険及び賠償保険の範囲でその費用を負担します。

保険の適用は、保育中及び通所(登所・帰宅)が対象です。近隣の物を破損させた場合は、賠償責任の範囲内でその費用を負担します。免責(自己負担)の負担については、その状況により、学童保育会が判断します。

ただし以下の場合には保険が適用されませんので、保護者の負担となります。

- ・児童クラブの施設を破損させた場合
- ・児童が故意に起こした傷害や破損事故
- ・塾や習い事・友達の家などへ行った場合の、その目的地に移動中及び目的地での破損事故やケガ

## (8)持ち物

入所時に用意していただく持ち物は、児童クラブによって異なります。詳細は入所決定後、各クラブ入所説明会(入所式の場合もあります)で確認してください。

個人の持ち物には、大きなもの(かばん、着替えなど)から小さなもの(靴下、鉛筆など)まで全てに記名をお願いします。児童クラブのロッカースペースには限りがありますので、児童クラブでの生活に必要なものは、置かないでください。

※児童クラブに持ち込んだ個人の持ち物の紛失等については、当会では一切責任を負いません。

## (9)登所、帰宅、土曜保育の申請について

### ①登所

- ・小学校から各クラブへの登所は、児童だけで行います。
- ・小学校休校日に自宅から登所する場合は、保護者の責任で行ってください。
- ・例外として、保護者の責任において一人で登所することができます。手続きが必要ですので、同意事項を承諾した上で、各クラブ支援員に申し出てください。

※自宅から各クラブまでの通学路を確認し、交通ルールを守るよう、保護者にて指導してください。

※保護者が自宅等において保育ができる場合は、各クラブには登所させず、ご自宅で過ごすようにしてください。

### ②帰宅

- ・各クラブからの帰宅は、保護者が開所時間内にお迎えに来てください。
- ・保護者の代理の方がお迎えに来る場合は、その旨保護者から各クラブへ連絡をしてください。
- ・保護者の代理でのお迎えは、中学生以上とします。
- ・例外として、保護者の責任において一人で帰宅することができます。手続きが必要ですので、同意事項を承諾した上で、各クラブ支援員に申し出てください。

※各クラブから自宅までの通学路を確認し、交通ルールを守るよう、保護者にて指導してください。

- ・各クラブには、送迎のための駐車場がないため、お車での送迎はできません。

「児童一人通所申請書」を提出される場合は、以下の内容に同意の上、申請してください。

### 1. 児童一人登所の同意事項

- (1)登所中の児童の事故等の責任は、保護者とします。  
※交通ルールを守り、安全に登所できるよう指導をお願いします。

### 2. 児童一人帰宅の同意事項

- (1)帰宅途中の児童の事故等の責任は、保護者とします。  
※交通ルールを守り、安全に帰宅できるよう指導をお願いします。
- (2)保護者のお迎えが必要な場合(発熱や災害時など)は、一人で帰宅させません。
- (3)帰宅にともなう時間の管理は、できる限り児童自身が行うようにします。
- (4)児童の一人帰宅の時間は、4月から9月は17時まで、10月から3月は16時30分までとなります。
- (5)支援員の判断により、一人帰宅をさせない場合があります。そのため、延長保育になった場合は延長保育料を負担していただきます。

### 3. 習い事等における同意事項

- (1)移動中の児童の事故等の責任は、保護者とします。万が一、事故などにあっても保険の適用にはなりません。  
※交通ルールを守り、安全に移動できるよう時間の管理について指導をお願いします。
- (2)各クラブから出発する、もしくは習い事先から登所する、どちらか一方のみとします。保育中に出発しその後、児童クラブに戻ってくることはできません。
- (3)保護者のお迎えが必要な場合(発熱や災害時など)は、一人で送り出しません。

## ○18:00過ぎの延長保育について

申請制ではありませんが、延長保育料がかかります(4頁参照)。

### ③土曜保育の申請

土曜保育を必要とする場合は、年度当初に申請が必要です。なお、次の内容に同意の上申請してください。

- ・土曜保育の申請は、保護者が就労等の理由で保育ができる人がいない場合に限り可能です。
- ・当初申請をしない場合でも、特別な理由で一時的に土曜保育を利用する場合は「一時保育申込書」を学童保育会に提出していただくことで利用できる場合があります。  
※「一時保育申込書」は各クラブにあります。支援員に申し出てください。

#### 土曜保育の同意事項

- (1) 毎月の申し込み(予定)は、各クラブの月別の表に記入してください。
- (2) 急な利用、急な欠席の場合は、必ず各クラブへ連絡してください。
- (3) 無断欠席の場合は、次回から利用をお断りする場合があります。

## 7. 緊急時等における児童クラブの対応について

### (1)緊急時・気象警報の内容とその該当地域

- ① 緊急時とは、地震警戒宣言発令時や震度5弱以上の大地震発生時、不審者等による事件が寒川町及び近隣地域内で発生したときです。
- ② 気象警報とは  
特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、津波警報、大津波警報等です。
- ③ 気象警報の該当地域は、寒川町です。  
(警報の発令の有無は、テレビのデジタル放送「d」情報・インターネットの天気情報等で確認してください)

### (2)連絡方法

緊急時や気象警報発令時の対応については、可能な限り各児童クラブの一斉メール連絡システムにて連絡しますが、通信手段が機能していないときは、施設への掲示等で対応する場合があります。

### (3)児童の引取り

- ① 震度5弱以上の大地震発生時は保護者は連絡を待たずに児童の引取りをしてください。
- ② 児童の引取り場所は児童クラブ又は近くの広域避難所内になります。

### (4)児童クラブの対応

#### ①小学校登校前

小学校の対応	児童クラブの対応
休校	閉所します。
自宅待機・登校時間の遅延等	小学校に登校したときは、通常どおり放課後開所します。

※小学校からの連絡がある場合、重ねての連絡はいたしません。

#### ②小学校在校中

小学校の対応	児童クラブの対応
集団下校	支援員が、引取り代理人として引取り、児童クラブで保育します。 その後保護者等による速やかな引取りとなります。
保護者の引取りによる下校	閉所します。

※小学校からの連絡がある場合、重ねての連絡はいたしません。

### ③児童クラブ在所中

状況	児童クラブの対応
地震警戒宣言発令時 大地震発生時 気象警報	保護者等による速やかな引取りによる帰宅となります。(児童だけの一人帰りはさせません)
不審者等による事件発生時	状況により児童クラブで待機、又は小学校へ避難します。保護者等の引取りによる帰宅となります。(児童の一人帰りはさせません)

### ④小学校休校日

(春休み、夏休み、冬休み、土曜日、学校閉鎖時や行事の代休等で小学校が休みの日の対応)

状況	児童クラブの対応
地震警戒宣言発令時 大地震発生時 特別警報 津波警報/大津波警報	閉所します。
暴風警報 大雨警報 洪水警報 大雪警報	午前6時の時点で警報が発令されているときは、自宅待機とします。その後の対応は「一斉メール連絡システム」にて連絡いたします。なお、大型台風の接近などの際は警報発令以外でも予め閉所を決定することがあります。
不審者等による事件発生時	保護者等が付き添いのうえ、通所をさせてください。通所中は安全に気を付けて、不審者等の事件に遭遇した場合は、自宅か児童クラブの近い方へ向かってください。

### ⑤その他

- ・上記に関わらず、支援員から指示があった場合は、その指示に従ってください。保護者の代理人は入所時に登録してください。確認をした上で児童を引き渡します。
- ・警報が解除されたあとも、交通状況や道路の事情などによって登所までの経路に心配がある場合は、登所を取りやめるようお願いいたします。
- ・入所時に「一斉メール連絡システム」(まちコミ)への登録をお願いいたします。